

資料5 福祉施策一覧表

(1) 高齢者福祉施策一覧表

事業種類	概要	窓口・その他	
生 き が い 事 業	高齢者パスポートの交付	市内に居住する65歳以上の高齢者に対し、市内の公共施設や商店等に提示することにより、無料や割引等の特典を受けることができる「シニアいきいきパスポート」を交付しています。	高齢者総合支援室
	敬老優待乗車証交付	70歳以上の高齢者に対し、バス共通寿優待乗車証と寿タクシー利用券(4,000円相当)をセットで交付しています。(寿タクシー利用券については、1月1日から引き続き市内在住で3月31日現在70歳以上の方)	〃
	高年クラブへの助成	地域の高齢者が、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動をとおして高齢期の生活を健全で豊かなものにするため、自主的に集まり組織された団体に助成しています。	〃
	高齢者ふれあいの里健康体操・健康相談	高齢者ふれあいの里利用者を対象に、健康体操や健康相談を実施しています。	高齢者ふれあいの里
	高齢者スポーツ大会	高年クラブ連合会において、地域高齢者交流の場として、春・秋の年2回開催しています。(大会種目：グラウンドゴルフ、ターゲットゴルフ、ペタンク、輪投げ)	高年クラブ連合会
	敬老会開催の補助	高齢者に敬老の意を表するため、地域が自主的に開催する敬老会(概ね満75歳以上の方が対象)に補助金を交付します。	高齢者総合支援室
	敬老見守り訪問	7月31日現在市内に居住し、9月15日現在77歳の方に5,000円、88歳の方に10,000円、100歳の方に30,000円の敬老祝い金を訪問して本人に直接支給することにより、安否確認及び見守り支援につなげます。	〃
	はり・きゅう・マッサージ施術費の助成	1月1日から引き続き市内在住で、3月31日現在75歳以上の高齢者の健康保持増進に寄与するため、保険診療以外のはり・きゅう・マッサージ施術を受けたとき、1回につき1,000円(1人4回まで)を助成します。	〃
	長寿写真の贈呈	80歳に達する年に長寿を祝福するため、希望者に撮影した写真を贈呈しています。	〃
	シルバー人材センター	高齢期の就業機会の増大と生きがい対策を目的として、登録会員に適した臨時的、短期的な仕事を提供しています。	シルバー人材センター
市内公衆浴場等の割引	65歳以上の高齢者に対し、健康増進と地域とのふれあいを図るため、週1回市内公衆浴場等の1回100円の自己負担又は300円割引を実施しています。	高齢者総合支援室	
要 配 慮 高 齢 者 事 業	福祉電話の貸与	電話のない65歳以上のひとり暮らし高齢者(所得制限あり)を対象に安否確認及び緊急時の連絡のため、電話機の貸与及び設置工事費の補助を行っています。	〃
	緊急通報発信装置の貸与(安心コール)	ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、対象者には緊急通報発信装置(安心コール)を貸与しています。(固定電話回線が必要)	〃
	友愛訪問活動事業	ひとり暮らし高齢者宅へ訪問することにより高齢者の孤独感を和らげるとともに安否の確認を目的として実施しています。(75歳以上のひとり暮らし高齢者に保健飲料の配付など)	〃
	高齢者日常生活用具の給付	65歳以上の要介護認定「要介護1」以上の認定を受けた高齢者等に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付しています。(所得制限あり)	〃
	高齢者等住宅改造費助成	歩行、入浴等に介助が必要な高齢者及び障害者が居住する住宅を改造する場合、改造費を助成します。(事前申請が必要で、要介護認定「要支援1」以上の認定を受けた高齢者等、なお、生計中心者の所得に応じて費用負担あり、所得制限あり)	〃

事業種類		概要	窓口・その他	
要配慮高齢者事業	居場所検索用端末機の利用助成	65歳以上で徘徊行動の可能性がある認知症高齢者を介護する家族に対し、居場所検索用端末機の利用を助成し、徘徊高齢者の居場所の早期発見を図っています。	高齢者総合支援室	
	介護用品の支給	在宅ねたきり高齢者等に介護用品（紙おむつ等）を支給します。（要介護認定「要介護4・5」の方を介護する家族、所得制限あり）	〃	
	通院支援事業	要介護認定「要介護1」以上で、一般の公共交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者に対して、タクシー利用券を交付しています。	〃	
	ふれあい会食事業	高齢者の孤食と閉じこもり予防を目的として、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は虚弱高齢者世帯を対象に会食を実施しています。（月2回）	〃	
	高齢者短期入所生活介護（ショートステイ）事業	社会適応が困難な高齢者が養護老人ホームに短期間入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。	〃	
	家族介護手当	65歳以上のねたきり高齢者又は認知症高齢者を在宅で介護する人に年額100,000円の介護手当を支給しています。（要介護認定「要介護4、5」の方で介護保険のサービス等を過去1年間受けていない方の介護者、所得制限あり、要件確定後に支給）	〃	
	認知症カフェ助成金交付	認知症カフェを運営する団体に対して、運営費の一部を助成しています。	〃	
	認知症サポーター養成講座	講師となるキャラバン・メイトが市内各地に出向いて講座を開催し、認知症を正しく理解し、偏見を持たずに自分のできる範囲で認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成しています。	〃	
	認知症早期支援事業	認知症の早期診断、早期対応を図るため、75歳以上の方にチェックシートを提出してもらい、認知機能低下の疑いがある人に対して、医療機関での認知症診断にかかる受診費用を助成しています。	〃	
入所措置	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により家庭で養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者に対し、健全な日常生活の確保を図るため、養護老人ホームへの入所の措置をしています。	高齢者総合支援室	
年金	共済	老齢共済年金	老齢基礎年金の受給資格を満たしている方に、掛け金に応じた額が支給されます。	各共済組合
	厚生	老齢厚生年金		年金事務所
国民	老齢基礎年金	保険料を25年以上納付した方に、納付期間に応じた額が支給されます。	福祉総務課	
	老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方に支給されます。（公的年金及び所得による制限あり）		
医療	高齢期移行者医療	65～69歳の医療保険加入者（所得制限等あり）に受給者証を交付し、医療費の一部を助成しています。	長寿医療課	
	高齢重度障害者医療	後期高齢者医療制度加入者のうち、「明石市重度障害者医療費助成事業」の受給資格のある方（障害の程度、所得制限の要件あり）に対し、医療費の一部を助成しています。	〃	
税金	老人扶養親族	扶養親族として、所得控除が適用されます。（家族70歳以上の人で所得制限あり）	市民税課 又は税務署	
	障害者控除認定	身体障害者等に準ずる者として市長が認めた方又はその扶養者に、障害者控除対象者認定書を交付します。〔精神又は身体に障害のある65歳以上の方で要介護認定を受けており市長が認める方〕	高齢者総合支援室	

(2) 児童及び母子父子寡婦福祉施策一覧表

事業種類		概要	窓口・その他
要保護児童対策	助産施設	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦を入院措置しています。	児童福祉課
	乳児院	保護者がいない乳児、あるいは虐待されている乳児、その他環境上教育を要する乳児を預かり養育しています。	明石子どもセンター(子ども支援課)
	養護施設	乳児を除いて、保護者がいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、その自立を支援しています。	〃
	里親制度	保護者のいない児童や虐待等を受けたことにより、心身に影響を受けた児童などを家庭に迎え入れて育てようとする制度です。	明石子どもセンター(さとおや課)
	家庭児童相談	家庭における子どものしつけや親子・兄弟関係などの悩みや心配ごとについて相談に応じています。	明石子どもセンター(子ども支援課)
手当	児童手当	中学校修了前の児童を養育し、一定の要件を満たす人に支給しています。	児童福祉課
	児童扶養手当	児童が父又は母と生計をともにできない場合や父母がいなくても父又は母が極めて重度の障害のある場合に、児童の父又は母もしくは父又は母にかわってその児童を養育している人で、所得制限などの一定の要件を満たす人に支給しています。	〃
	ひとり親家庭応援貸付金	児童扶養手当の支給のない月に、児童扶養手当の1ヵ月相当額を貸付金として交付します。	〃
	特別児童扶養手当	身体又は精神で障害を有する児童を監護する父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人で、所得制限などの一定の要件を満たす人に支給しています。	〃
	明石市交通災害等遺児養育福祉金	明石市在住6か月以上で小学校・中学校・特別支援学校に在学する18歳未満の者(交通事故等により父母又はそのいずれかを失った児童)を養育している人に支給しています。	〃
年金	遺族基礎年金	国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときとは、遺族基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	寡婦年金	第1号被保険者で保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が25年以上ある夫(寡婦期間が10年以上)が老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合に60歳の翌月から65歳までの間に妻に支給されます。	〃
医療	子ども医療費助成	疾病、負傷について因療期間による給付が行われた場合の自己負担額の全部を助成しています。	児童福祉課
	母子家庭等因療費助成	疾病、負傷について因療期間による給付が行われた場合の自己負担額の一部を助成しています。ひとり親家庭の母もしくは父と児童及び両親のいない児童の医療費を助成します。ただし所得制限があります。	
	未熟児養育医療の給付	身体の発育が未熟なまま出生した乳児(いわゆる未熟児)で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。	
貸付金	母子父子寡婦福祉資金 (貸付金の種類) 修学資金・就学支度資金・就職支度資金・修業資金・技能習得資金・事業開始資金・事業継続資金・医療介護資金・生活資金・結婚資金・住宅資金・転宅資金	ひとり親家庭や寡婦の方々の生活の安定と向上、子どもの健やかな成長のための貸付制度です。	〃
税金	所得税(国税)	寡婦控除 ① 夫と死別し又は離婚してから婚姻をしていない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族又は生計を一にする子のある人 ② 上記の①に掲げる人のほか、夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が明らかでない人で合計所得金額が500万円以下の人	税務署
	住民税(地方税)	特別寡婦控除 扶養親族である子を有し、かつ合計所得が500万円以下の人	市民税課

その 他	J R通勤定期 乗車券の割引	児童扶養手当受給者及びその世帯に属する人は通勤定期乗車券を 3割引で購入できる制度です。	児童福祉課
	ひとり親家庭生活向 上支援	支援員が毎月お宅へ訪問して、「家計」や「こどもの教育費」等様々 な悩みや心配ごとをお聴きして解決のお手伝いをします。平日の夜 間にも訪問します。	児童福祉課
	ひとり親家庭等日常 生活支援	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣し ます。 (主な援助内容) 掃除や洗濯、食事の世話、学童のお迎え	〃

(3) 身体障害者福祉施策一覧表

事業種類		概要	窓口・その他
経済 援 護	身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害のある人。	障害福祉課
	介護手当の支給	在宅6か月以上ねたきりの最重度障害者で障害福祉サービス等を利用していない65歳未満の方を介護している人、所得制限あり。	〃
	特別障害者手当の支給	在宅最重度障害者（身体障害2級以上、重度の精神障害等が2つ以上）、所得制限あり、20歳以上。	〃
	障害児福祉手当の支給	20歳未満の重度障害児（身体障害1級及び2級一部）、重複障害（身体障害2級と重度知的障害との合併）、所得制限あり。	〃
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度又は中度の障害のある児童（身体障害1～3級の一部）を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課
	障害基礎年金の支給	国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に（20歳から）障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課
	重度障害者（児）医療費助成	疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。所得制限あり（身体障害1～3級）	障害福祉課
自立支援医療制度	更生医療	手術等により、身体上の障害が改善され、機能が回復する場合、そのための医療費を支給しています。	〃
	育成医療		
日常生活 援 護	補装具費の支給	身体上の障害を補うための用具の費用（購入、修理等）を支給しています。（義足・車椅子・補聴器等）	〃
	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成	身体障害者手帳（聴覚障害）の対象とならない軽・中度の難聴児（18歳まで）を対象に補聴器購入費等を助成しています。	〃
	日常生活用具の給付	日常生活の利便を図るため、生活用具を給付しています。（便器・特殊寝台・ストーマ用装具等）	〃
	車いすの貸出	車いすを無料で貸出しています。（貸出期間の制限あり）	明石市社会福祉協議会
	自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の身体障害者手帳所持者。（免許取得後、1か月以内に手続きが必要）	障害福祉課
	自動車改造費の助成	重度の肢体又は体幹機能障害者が自らが所有し運転する普通自動車の改造。所得制限があり、事前申請が必要。	〃
	身体障害者生業資金の特別貸付	身体障害者更生資金の生業費の貸付を受けた人でまだ資金の不足する人。	県身体障害者福祉協会 TEL 078(242)-4620
	生活環境改善資金の貸付	在宅重度心身障害者（児）の日常生活並びに介護を容易にするための浴そう・便所等の改善をする場合。	〃
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の方とのコミュニケーションを円滑にするために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	障害福祉課
	に 基 づ く サ ー ビ ス 支 援 法	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
同行援護		視覚障害者（児）の外出介助を行います。	〃
移動支援		全身性障害者（児）（条件あり）の外出介助を行います。（利用者負担原則1割）	〃
短期入所（ショートステイ）		自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	〃
生活介護		常に介護を必要とする人に、昼間、施設等で入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	〃

事業種類	概要	窓口・その他	
税の減額・減免	所得税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が3～6級（下記以外）である場合 明石税務署 TEL 078(921)-2261	
	住民税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が1・2級（特別障害者）である場合 障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や配偶者（同居特別配偶者）その他生計を一にする親族と同居している場合 市民税課	
	相続税	相続・遺贈で財産を取得した人が ① 85歳未満である ② 国内に住所がある ③ 障害者である ④ 法定相続人である 明石税務署	
	軽自動車税	市民税課	
	自動車税	本人又は重度の身体障害者と生計を一にする人が運転し、もっぱら当該身体障害者の用に供する自動車 加古川県税事務所 TEL 079(421)9271	
	自動車取得税	上記の自動車を取得する場合。 神戸県税事務所 TEL 078(441)-0305	
	自動車（軽自動車）取得税	上記の軽自動車を取得する場合。 神戸県税事務所 TEL 078(822)-6050	
公共料金等の割引	NHK放送受信料	身体障害者のいる世帯全員が市民税非課税 福祉事務所長の証明を受けてNHKへ免除申請書提出	
		視覚・聴覚障害者又は重度の身体障害者（1級・2級）が世帯主の場合（NHKとの契約者）	
	JR運賃	第1種身体障害者が介護者と利用する場合、本人・介護者とも半額（距離制限なし、急行、定期券も） 手帳呈示	
		第2種身体障害者（第1種の人の単独利用）が片道100kmをこえる区間を利用する場合、本人のみ半額	
	私鉄運賃	手帳の種別（第1種・第2種）によって割引 手帳呈示（詳しくは各会社窓口でお聞きください）	
	民間バス	第1種身体障害者が利用する場合（本人・介護者とも半額） 第2種身体障害者が利用する場合（本人のみ半額）	
	一般自動車道（有料道路）通行料金	身体障害者が自ら運転する乗用自動車又は第1種身体障害者が介護者の車に同乗する時、5割引（手帳に車両番号等の記載が必要） 手帳呈示（押印のあるもの）	
	国内航空運賃	身体障害者手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず 販売窓口で手帳呈示 詳しくは各航空会社へ	
	タクシー運賃	身体障害者手帳所持者が利用する場合、1割引 手帳呈示（詳しくは各会社窓口でお聞きください）	
	優待乗車券等の交付（いずれか1つを選択）	第1種身体障害者に市内で利用できる介護付バス共通優待乗車証（神姫バス・山陽バス・たこバス）を交付します。	障害福祉課
		身体障害者手帳1級・2級のの人に市内で利用できる福祉タクシー利用券を交付します。	
第2種身体障害者に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証（神姫バス・山陽バス・たこバス）を交付します。			
明石市立天文科学館	身体障害者（児）と介護者が利用する場合（半額） 手帳呈示		
明石市立文化博物館	同上 〃		
明石海浜プール	同上 手帳呈示、減免申請		
その他	県・心身障害者扶養共済制度	身体障害者1～3級の人を扶養する65歳未満の健康な親族が加入できます。※（加入条件・掛金減免制度あり） 障害福祉課	
	駐禁除外指定車の標章交付	身体障害者（等級制限あり）に駐禁除外指定車標章を交付 明石警察署 明石市身体障害者福祉協会	

(4) 知的障害者福祉施策一覧表

事業種類		概要	窓口・その他	
	療育手帳の交付	知的障害、発達障害と判定を受けた人	障害福祉課	
経済 援 護	介護手当の支給	在宅6か月以上ねたきり、もしくは片時も目が離せない最重度知的障害者(児)、(多動発作)等で障害福祉サービスを利用していない65歳未満の人を介護している人、所得制限あり。	〃	
	特別障害者手当の支給	在宅最重度知的障害者(IQ20以下)で重複障害者(身体障害2級との合併)、所得制限あり、20歳以上。	〃	
	障害児福祉手当の支給	在宅最重度知的障害者(IQ20以下)、重複障害者(児)(身体障害2級と重度知的障害の合併)、所得制限あり、20歳未満。	〃	
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度又は中度の障害のある児童を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課	
	障害基礎年金の支給	国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20歳から)障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課	
	重度障害者(児)医療費助成	疾病、負傷について医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。所得制限あり。(療育手帳A・B1)	障害福祉課	
日 常 生 活 援 護	生活環境改善資金貸付	最重度知的障害者(児)が生活をやすくするための住宅等の増改築に要する資金の貸付。	兵庫県手をつなぐ育成会 県知的障害者相談員	
	日常生活用具の給付	生活の利便を図るため、生活用具を給付しています。(特殊便器、特殊マット、電磁調理器、頭部保護帽等)	障害福祉課	
	自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の療育手帳所持者。(免許取得後、1か月以内に手続きが必要)		
	障害者 基 づく 総 合 支 援 法 に 基 づく サ ー ビ ス	居宅介護(ホームヘルプ)		自宅で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。
		移動支援		障害者(児)(条件有)の外出介助を行います。(利用者負担原則1割)
	障害者(児)短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴や排泄、食事などの介護を行います。		
社会 適 応 援 護	職親の設置	委託期間内に職親委託の目的が達成されるように生活指導、技能取得訓練を行い、就職に必要な素地を与えています。	〃	
税 の 減 額 ・ 減 免	所得税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度がB1、B2(下記以外)である場合 障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度がAである(特別障害者)場合	明石税務署	
	住民税	障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や(同居特別配偶者)配偶者その他生計を一にする親族と同居している場合	市民税課	
	相続税	相続・遺贈で財産を取得した人が ① 85歳未満である ② 国内に住所がある ③ 障害者である ④ 法定相続人である	明石税務署	
	自動車税	療育手帳のうち(A・B1)を所持している人のために使う自動車を対象とする。	加古川県税事務所	
	軽自動車税		市民税課	
	自動車取得税	上記自動車を取得する場合。	神戸県税事務所	
	軽自動車取得税	上記軽自動車を取得する場合。	神戸県税事務所	

事業種類	概要	窓口・その他	
公共料金等の割引	J R 運賃	第 1 種知的障害者が介護者と利用する場合、本人・介護者とも半額 (距離制限なし、急行、定期券も) 第 2 種知的障害者が片道 100 km をこえる区間を利用する場合、本人のみ半額	手帳呈示
	私鉄運賃	手帳の種別 (第 1 種・第 2 種) によって割引	手帳呈示 (詳しくは各会社窓口にお聞きください)
	一般自動車道 (有料道路) 通行料金	第 1 種知的障害者が介護者の車に同乗するとき、5 割引 (手帳に車両番号等の記載が必要)	手帳呈示 (押印のあるもの)
	民間バス	第 1 種知的障害者が利用する場合 (本人・介護者とも半額)	手帳呈示 (詳しくは各バス会社窓口にお聞きください)
		第 2 種知的障害者が利用する場合 (本人のみ半額)	
	国内航空運賃	療育手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず	販売窓口で手帳呈示 詳しくは各航空会社へ
	タクシー運賃	療育手帳所持者が利用する場合 1 割引	手帳呈示 (詳しくは各タクシー会社窓口でお聞きください)
	優待乗車券等の交付	第 1 種知的障害者 (療育手帳 A) に市内で利用できる優待乗車券等 (次の中から 1 つ) を交付します。 ・介護付バス共通優待乗車証 (神姫バス・山陽バス・たこバス) ・福祉タクシー利用券	障害福祉課
		療育手帳 (B1・B2) の人に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証 (神姫バス・山陽バス・たこバス) を交付します。	
	明石市立天文科学館	知的障害者 (児) と介護者が利用する場合。(半額)	手帳呈示
	明石市立文化博物館	同上	〃
明石海浜プール	同上	手帳呈示、 減免申請	
その他	N H K 放送受信料の減免	療育手帳を持っている人の世帯 (市民税の非課税世帯) 療育手帳 (A) の方が世帯主で、かつ N H K との放送受信契約者の場合。	福祉事務所長の証明を受け N H K へ
	駐禁除外指定車標章を交付	療育手帳 (A) を持っている人に駐禁除外指定車標章を交付	明石警察署
	県・心身障害者扶養共済制度	知的障害者 (児)、発達障害者 (児) を扶養する 65 歳未満の健康な親族が加入できます。(加入条件・掛金減免制度あり)	障害福祉課

(5) 精神障害者福祉施策一覧表

事業種類		概要	窓口・その他	
	精神障害者 保健福祉手帳の交付	精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人で申請される方	障害福祉課	
経済 援 護	特別障害者手当の支給	在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする方。所得制限あり、20歳以上	〃	
	障害児福祉手当の支給	在宅での日常生活で常時特別の介護を必要とする方。所得制限あり、20歳未満	〃	
	特別児童扶養手当の支給	20歳未満で精神に重度又は中度障害のある児童を養育している父母又は養育者に支給。所得制限あり。	児童福祉課	
	障害基礎年金の支給	国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったときや、20歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20歳から)障害基礎年金が支給されます。	福祉総務課	
	重度障害者(児) 医療費助成	疾病、負傷についての医療保険による給付が行われた場合の自己負担額を助成しています。所得制限あり。(精神障害者保健福祉手帳1、2級)ただし、精神疾患の医療は対象外。	障害福祉課	
	自立支援医療制度 (精神通院)	精神疾患の治療のため、通院される人の医療費の自己負担が、保険治療の場合、1割負担で済みます(入院治療には適用されません)。ただし、生活保護受給者は自己負担なし。なお、住民税の課税の状況等により月額負担上限が設けられる。	〃	
日 常 生 活 援 護	自動車運転免許取得費助成	18歳以上で市内在住1年以上の精神障害者保健福祉手帳所持者。(免許取得後、1か月以内に手続きが必要)	障害福祉課	
	に 障 害 者 に 基 づ く サ ー ビ ス 支 援 法	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者(児)が、日常生活を営むのに支障のあるとき(利用者負担原則1割。住民税の課税の状況等により負担上限月額が設けられる)	〃
		移動支援	障害者(児)(条件有)の外出介助を行います。(利用負担原則1割)	〃
		障害者(児) 短期入所 (ショートステイ)	在宅障害者(児)が介護者の入院・冠婚葬祭などで家庭での介護を受けることが困難なとき、一時的に施設に入所し、必要な介護を受けます。(利用者負担原則1割。住民税の課税の状況等により負担上限月額が設けられる)	〃
税 の 減 額 ・ 減 免	所得税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が2・3級(下記以外)である場合	明石税務署	
	住民税	障害者控除……本人、控除対象配偶者、扶養親族の障害程度が1級(特別障害者)である場合 障害者控除……特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族が、本人や(同籍配偶)配偶者その他生計を一にする親族と同居している場合	市民税課	
	相続税	相続・遺贈で財産を取得した人が ① 85歳未満である ② 国内に住所がある ③ 障害者である ④ 法定相続人である	明石税務署	
	自動車税	重度の精神障害者(児)と生計を一にする人が運転、もっぱら当該障害者(児)の用に供する自動車	加古川県税事務所	
	軽自動車税		市民税課	
	自動車取得税	上記自動車を取得する場合。	神戸県税事務所	
	軽自動車取得税	上記軽自動車を取得する場合。	神戸県税事務所	
そ の 他	優待乗車券等の交付	精神障害者保健福祉手帳1級所持者に市内で利用できる優待乗車券等(次の中から1つ)を交付します。 ・介護付バス共通優待乗車証(神姫バス・山陽バス・たこバス) ・福祉タクシー利用券	障害福祉課	
		精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者に市内で利用できる単独バス共通特別乗車証(神姫バス・山陽バス・たこバス)を交付します。		
	国内航空運賃	精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合 ※各航空会社により取扱い一定せず	販売窓口で手帳呈示詳しくは各航空会社へ	
	県・心身障害者扶養 共済制度	精神に障害のある人を扶養する65歳未満の健康な親族が加入できる。 (加入条件・掛金減免制度あり)	障害福祉課	
駐禁除外指定車 標章を交付	精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人に駐禁除外指定車標章を交付	明石警察署		

事業種類	概要	窓口・その他
NHK放送受信料の減免	精神保健福祉手帳を持っている人の世帯(市民税の非課税世帯) 精神保健福祉手帳1級の方が世帯主で、かつNHKとの放送受信契約者の場合。	福祉事務所長の証明を受けNHKへ